

生駒市選挙管理委員会告示第4号

生駒市投票区の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年5月11日

生駒市選挙管理委員会委員長 辻 本 丈 夫

生駒市投票区の一部を改正する告示

生駒市投票区（昭和48年8月生駒市選挙管理委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。

本則の表第4投票区の項中「久保」の次に「（第30投票区に属する区域を除く。）」を加え、同表第30投票区の項中「鹿ノ台東3丁目」の次に「、高山町の一部（地番の本番が10191番から10211番まで、10308番、10310番から10320番まで、10348番から10350番まで、10357番、13830番及び13831番の区域）」を加える。

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。